

## 規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第七十七号

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県個人番号の利用等に関する条例施行規則(平成三十年埼玉県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十条中「高等学校等(」の下に「高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、」を、「生徒等」の下に「(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。)」を加える。

第二十六条中「別表第三の七の項」を「別表第三の八の項」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十五条中「別表第三の六の項」を「別表第三の七の項」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十四条中「高等学校等(」の下に「高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科を含み、」を、「生徒等」の下に「(高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科の生徒を含む。)」を加え、同条を第二十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十六条 条例別表第三の六の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- 一 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者の保護者等に係る次に掲げる情報
  - イ 生活保護実施関係情報
  - ロ 外国人生活保護実施関係情報
- 二 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者の保護者等に係る前号イ及びロに掲げる情報

第二十三条を第二十四条とし、第十五条から第二十二条までを一条ずつ繰り下げらる。

第十四条中「別表第一の十三の項」を「別表第一の十四の項」に改め、同条を第

十五条とする。

第十三条中「別表第一の十二の項」を「別表第一の十三の項」に改め、同条を第十四条とする。

第十二条中「別表第一の十一の項」を「別表第一の十二の項」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

第十二条 条例別表第一の十一の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

二 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する修学支援金の支給に関する保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

#### 附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。